税理士会　令和　年　月　日
日本税理士会連合会　令和　年　月　日

税理士登録申請書

令和　年　月　日

日本税理士会連合会　御中

氏　名
（自　署）

※2頁・4頁にも記入すること

税理士登録を下記により申請します。

記

1 氏名（ふりがな）			性別	男・女	昭和 平成 令和　年　月　日生（　歳）
2 本籍地都道府県名					
3 住所	〒 TEL　（　）				
4 税理士事務所の予定	名称				
	所在地	〒 TEL　（　）／FAX　（　）			
5 税理士法人の社員	税理士法人の主たる事務所	名称			
		所在地	〒 TEL　（　）／FAX　（　）		
	税理士法人の従たる事務所	名称			
		所在地	〒 TEL　（　）／FAX　（　）		
6 税理士又は税理士法人の補助者として業務に従事する税理士	税理士事務所	名称			
		所在地	〒 TEL　（　）／FAX　（　）		
	税理士法人の主たる事務所	名称			
		所在地	〒 TEL　（　）／FAX　（　）		
	税理士法人の従たる事務所	名称			
		所在地	〒 TEL　（　）／FAX　（　）		
7 最終卒業（修了）学校	昭和 平成 令和　年　月　日　卒業 修了				
8 税理士となる資格	昭和 平成 令和　年　月　日　税理士試験合格・税理士試験免除　（第　号）				
	昭和 平成 令和　年　月　日　弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）・公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む）　（第　号）				
	昭和 平成 令和　年　月　日　（第　号）				

氏　名
（自 署）

		期　　間	勤務先、その所在地	勤務先における地位、職務の内容
9	現　在までの職　歴			

10	税理士法第３条第１項に規定する事務に従事し期間を満たしていることの申出（自己証明の場合に限る）	
11	税理士法第４条各号のいずれにも及び第 24 条各号のいずれにも掲げる者に該当しないことの申出	
12	税理士法第 52 条に抵触する行為のないことの申出	
13	税理士法第 53 条に抵触する行為のないことの申出	

登録免許税の納付方法により、以下のいずれかの対応をとること

①納付書を使用して納付した場合

本紙に領収証書を貼付すること

②マイナポータルからオンライン納付した場合

マイナポータルから取得できる「税理士登録申請に係る事前届完了通知書」

に必要事項を記入し、本紙と一緒に提出すること

（注）1　申請書は各欄ごとに正確に記載すること。
2　税理士事務所又は税理士法人の所在地は、町名、住居表示番号等を明確に記載すること。
3　税理士となる資格で、表面記載の資格以外の者は、空欄に記載すること。
4　登録免許税の納付に係る領収書は、正本に貼付すること。
5　添付すべき写真は、おおむね縦3.0センチ　横2.4センチの大きさの顔写真で、提出前6月以内に撮影したものとすること。
6　申請書は、5通作成し、設けようとする税理士事務所又は税理士法人の所在地を含む区域に設立されている税理士会に提出すること。
7　郵送の場合は、書留によること。

氏　名
（自 署）

本紙は個人番号保護のため、封筒（縦型 長形３号封筒 等）に入れ、封緘のうえ提出すること。

14　申請ID	―　―　―
15　個人番号	
16　番号確認書類貼付欄	（1）　個人番号カード（マイナンバーカード）を所持している者 ・個人番号カード（マイナンバーカード）の裏面のコピー ※個人番号の印字がある面 （2）個人番号カード（マイナンバーカード）を所持していない者 ・個人番号が記載された、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（申請書提出日前３月以内に発行されたもの） ※住民票の写しまたは住民票記載事項証明書を提出する場合は、貼付けず本紙と同封で差し支えない。 貼付欄
17　身元確認書類貼付欄	（1）「15 番号確認書類貼付欄」へ個人番号カード（マイナンバーカード）の裏面のコピーを貼付けた者 ・個人番号カード（マイナンバーカード）の表面のコピー ※顔写真の印字がある面 （2）個人番号カード（マイナンバーカード）を所持していない者 ・下記（ア）または（イ）のコピー （「16 番号確認書類貼付欄」で提出する住民票の写し等に記載がある氏名、生年月日（または住所）が記載されているもの） （ア）下記のいずれか１点（顔写真入りのもの） ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・在留カード ・特別永住者証明書　等 （イ）下記のいずれか2点 ・公的医療保険の被保険者証 ・児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 ・年金手帳　等 貼付欄

申　請　Ｉ　Ｄ：マイナポータルから登録免許税をオンライン納付した際、支払完了画面に表示される申請ＩＤ。登録免許税を現金納付した者は記載不要。
個　人　番　号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成25年法律第27号）以下、番号利用法という。）第２条第５項に規定する個人番号をいう。
個人番号カード：番号利用法第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。提出するコピーは券面記載の有効期限内のものであることを条件とする。